

平成27年度山形県知的障害者福祉協会 「権利擁護推進委員研修会」

開催主旨

障害者虐待防止法が施行されて3年が経過しようとしています。この間も障害者支援施設では凄惨な虐待の実態が表面化しています。しかし氷山の一角であり、人権侵害や虐待は繰り返され、事件の報道は後をたちません。

虐待防止法では「通報義務」が課せられています。虐待や不適切な対応への対策を講じず放置することは義務違反であり、誰もが加害者になりうるという意識を高めていかなければなりません。「虐待」や「人権侵害」は利用者、家族に心身ともに大きな痛みをもたらし、時には命を失うこともあります。同時に障害福祉そのものの信頼を失墜し、法人や施設、事業所の組織運営をゆるがすことでもあります。

「障害者の権利条約」では第16条(搾取、暴力及び虐待からの自由)、障害者への虐待を防止するための必要な措置をとることを定めています。しかし法律ができて「虐待」や「人権侵害」はなくなるのが現状です。なぜ虐待はなくなるのでしょうか？日々の支援の中で本当に障害者の人権や尊厳はまもられているのでしょうか？

今、あらためて現状を振り返り、事業者、従事者の責務を遂行し、虐待や権利侵害のない「人権尊重」を第一に施設運営、支援の提供を行う事について再認識する機会にしたいと思えます。ぜひ多くの関係者の皆さんに聴講していただきますようお願いいたします。

テーマ

「障害者虐待防止法施行3年が経過して～

現状と課題及び事業者・従事者の責務」(仮題)

講師

東洋大学社会学部社会福祉学科

教授 高山直樹氏

日時

平成27年9月11日(金)10:00～12:00

会場

山形市総合福祉センター 2階交流ホール

山形市城西町2丁目2-22 Tel 023(645)9234

参加対象者

各事業所長・従事者・権利擁護推進委員・関係者・関心のある方

問い合わせ先

〒990-2493 山形市美畑町4-31

山形県知的障害者福祉協会事務局 (担当 寒河江・八柳・加利屋)

Tel 023(674)8652 fax023(674)8653

e-mail y.fukukyo@car.ocn.ne.jp

平成27年度 山形県知的障害者福祉協会

権利擁護推進委員研修会及び連絡会

- 主催 山形県知的障害者福祉協会・倫理委員会
- 期日 平成27年9月11日(金) 10:00～15:00
- 会場 山形市総合福祉センター 交流ホール(2階)
山形市城西町2丁目2-22 Tel 023(645)9234
- 対象 福祉協会会員施設・事業所の権利擁護推進委員

10:00	開会
権利擁護推進委員研修会 講義 「障害者虐待防止法施行3年が経過して～ 現状と課題及び事業者・従事者の責務」(仮題) 講師 東洋大学社会学部社会福祉学科 教授 高山直樹氏 *開催趣旨など要項を参照してください。 *講義については権利擁護推進委員以外の関係者にも聴講の案内します。	
12:00～13:00	昼食・休憩
権利擁護推進委員連絡会 各圏域ごとの情報交換(事前アンケートを参考に) ・権利擁護推進の取り組みについて ・権利擁護セミナーについて ・ネットワークづくりについて 等	
15:00	閉会

- 問い合わせ先 〒990-2493 山形市美畑町4-31
山形県知的障害者福祉協会事務局
(担当:澁谷・八柳・加利屋)
Tel 023(674)8652 fax 023(674)8653
e-mail y.fukukyo@car.ocn.ne.jp